

厚岸町議会 平成28年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成28年 6 月 16日

午後 3 時52分開会

●委員長（南谷委員） ただいまから、平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

●委員長（南谷委員） 早速審査を進めてまいります。

初めに、議案第47号平成28年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1 ページは、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは歳入歳出予算補正の第1表です。

4 ページ、5 ページは事項別明細書でございます。

6 ページから進めてまいります。進め方は款、項、目により進めます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

3目衛生費国庫補助金。

16款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 18款1項寄附金、1目一般寄附金。

19款繰入金、1項基金繰入金、3目地域づくり推進基金繰入金。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 20款1項1目繰越金。

21款諸収入、6項3目雑入。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で歳入を終ります。

次に8ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、4目情報化推進費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 予算説明の中で、この個人番号カードと関連すると思うのですが、セキュリティの強化を図るという説明がありました。もう少し具体的に説明してください。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） この総合行政情報システム強靱性向上事業ということで、詳細な説明をということでございます。

これに関しましては昨年12月25日に総務省通知によって、サイバー攻撃が急速に複雑、巧妙化している中、マイナンバー制度及び地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、各地方自治体において情報セキュリティ対策を抜本的に強化することが必要ということでの通知。

さらには、各地方自治体においては三層からなる対策を講じることにより、情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組むようにというような通知が来しました。これに基づいて、町としては追加の補正で3月にも一部補正をさせていただきましたが、残る税財政課長からの説明で、全体的には5,600万円の予算となりますけれども、この三層からなる対策を詳しく説明しますと、マイナンバー利用事務系では端末からの情報持出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止すること。

2として、マイナンバーによる情報連携に活用されるL G W A N環境。これは国や他の自治体との独自のネットワークを構築しておりますが、このL G W A N環境のセキュリティ確保に資するため、L G W A N接続系とインターネット接続系を分割すること。

3として都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じることということで、総務省からこの三つの対策が示されたところでございます。

町としてこの部分につきましては、三層ということでの国からの要求がありますけれども、既に厚岸町ではインターネットとそれぞれの職員が住民情報、さらには通常システム系で、この二層構造にはなっておりましたけれども、厚岸町では先のほども申し上げたL G W A N環境と今回のマイナンバーを特に使う住民情報系との部分が一緒の部分になっておりましたので、簡単に言えばこれを切離すと。切離す形をとって、二層構造から三層構造になる。インターネットについてはもう既に切離しておりましたので、二層構造から三層構造に切替えるといったセキュリティ対策を図ろうというものであります。

詳しくは、マイナンバー利用事務系と先ほどのL G W A N系のネットワーク分離ということに関しましては、データセンター内のサーバーを分離すると。それと共通系サーバー。管理系のサーバーですね、これを二重化にすると。ですから1台サーバーを増設するということになります。

それと、マイナンバー利用事務系仮想P C、パソコンの増設をする。庁舎ネットワークの分離。これは庁舎だけではなくて、あみかですとか他の機関を含めてということになります。それと新クラウド端末の増設ということで、特にマイナンバーを使用するところの部分についてはパソコン端末を別に増設をすると。それと共有端末の更新、プリンターの増設ということで、これらを含めて、この強靱性の向上を上げようということでございます。

その他には、情報持出し不可設定として、資金管理システムを新たに導入することでございます。

今の内容が今回のシステムの改修内容ということでございますので、ご理解いただき

たいと思います。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 よくあるのは、非常に何かが入られちゃ困るような部分について、外とつながってはいるけれども、そのところに鍵をかけてあるから大丈夫ですというやり方がよくあるんですね。ところが上手に鍵を開ける人がいて、まあ、ハッカーなんていうような言い方をするらしいのですが、それで、中に入ってくるというような話がよくありますよね。

だから一番いいのはドアが無ければ入れないんですね。家が別になってたら、こっちの家から隣の家に入れないんですね。そういう意味で今回、三層対策というのはマイナンバー関係と、それから、これは既に行ってたけれども、庁内LANと言うのかな、それとインターネットと。そういうものについてはもう完全に分離してしまって、その間に橋が架かってないと、いうふうにしてあったということ。これを厳密に三つに分けたのということで、何か今いろいろ難しい話があったけれども、理解すればよろしいという事なのではないでしょうか。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今、ご質問者が言われたとおり、今までは先ほども説明しましたとおり二層だったもの。今度は三層にして、さらにセキュリティー強化を図ろうと。で、厚岸町が恵まれていたのは、インターネット環境が別になっていたということだと思います。

これは一緒にしている町村もあって、それを今度は一層から三層にするとなると、まだまだ多額の費用が改修にかかる場所、厚岸町についてはその部分が二層構造だったものですから、この程度の金額で。この程度といっても5,000万円以上ですから、大きな金額になりますけれども、この程度で済んだということで、今後全て、セキュリティー対策につきましては総務省から来ている内容に基づいて行っているものでございますので、絶対入られないということには、なかなか100%ということにはならないのではないのでしょうか、これでまずは国のいう強靱化というものを図っていきたいということでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それから、このマイナンバーという制度ができる前に似たようなものがありましたよね、何て言ったかもう忘れちゃったけどもね。

それで、個人番号カードとか何とかというのはこれかな、その前にも似たようなものはありましたよね、4種類だけ使えますとか言ってね。あれのときにも、それから今回にも似たような新聞記事を見たかな、その筋の人が、こんなセキュリティーなんて何も恐ろしくない。サラ金で首が回らなくなっている自治体職員なんて幾らでもいると。

そういうのをちょっと突っつくというと、こっちの必要な情報なんかすぐに取り出して持って来るんだと豪語したという話があるんですね。

人的セキュリティとでも言うんですか、ヒューマン何とかかんとかと外国語では言うらしいのですが、これが非常におっかないんですよね。もちろん、故意の場合もミスの場合もあるでしょう。その分についての対策は今、おっしゃっていた中で、また説明があったような気がしたんだけど、要するに何月何日何時何分何秒から何秒までの間は誰それが、これに触っているという記録が全部取れるようになっているようなシステムでないかと思うんですけどね、そのあたりもうちょっと説明してください。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今、ご質問者が言われたとおり、マイナンバー利用事務系では、端末からの情報持出し不可設定を図って住民情報の流失を徹底して防止するということとなります。

先ほどご説明しましたけれども、そのために資産管理システムというものを今回新たに導入しようということでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今回のシステムと同じものかどうかわかりませんが、現在すでに庁内LANに関しては戸籍事務だとかいろいろありますからね、そういうものがあったんじゃないかと思うんですよね。最初に庁内LANを組んだときに、そういう説明があったんですけどね。それよりもなお強固なものがこのマイナンバーについてはつけられたんだって言うのであるならば、そこらを含めて説明をしてください。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） これまでも住基情報に関しては、いつ、どの職員が、どのようなことで、何時に見ているということは見ることはできました。さらに今回の場合はですね、それにさらに強化をするということで今言ったシステムを導入することでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、それで、もしかするとちょっと広がるかと思うんですが、勘弁してください。

こういうシステムの信頼度と言ったら問題なんですけれども、ちょっと関わってくるかなという話をさせてもらいますけれども、今月の14日というか15日というか、ちょうどはぎ間のころの時間でした。12時を過ぎてれば15日なんですよね。その前だということ14日なのですが、その頃にちょうど何とかいう知事さんがやめるとかやめないとかテ

レビでしきりに言っているときだったので、つい夜更かしをして見ておりました、眠たいのでうつらうつらしていたら、いきなり I P 公衆電話というんですか、あれが大声を上げ出したんです。

それでこっちはもう津波でも来るのかと思って飛び上がったんですよ。うちのかみさんは脇でうつらうつらしていたんだけど、やっぱり飛び上がったわけですね。テレビをパッと消しましてね、聞いてたら、ごくごくそんな真夜中に放送するはずのないような内容の、何課何係からお知らせいたしますと。何とかのことがありますので、詳細については何課何係までというようなしきの話で終りまして、こんなことがどうして起きたのかなというような話なのですよね。

こういう故障なのか人的ミスなのか、よくわからないのだけれども、こういうこともたびたび起こるようであれば、今回もこういうセキュリティーをばっちり組んだって言いながら、どこかで混線してしまって流れるんじゃないかというような信頼度に関わると思うんですけどね、いかがでしょう。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今、ご質問者が言われた件につきましては、私すでに床についていたものですから確認をしてなかったんですが、その次の日の朝に来て、そういうことがあったということと言われました。

これはあくまでも、時間設定のミスということでありまして、今この場でおわびを申し上げる次第でございますけれども、今後、あくまでも人間のする設定なものですから、このような状況が起きてしまったと。今後このようなことがないように、以後気をつけてまいりたいと思っておりますが、このシステムの強靱性につきましては、まずは国の指示に従った中でのセキュリティーの設定ということで進めて、そのようなことがないように進めてまいりたいと考えております。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 このキュリティーの方は非常に大事な問題ですのでね、一番おっかないのは、人的ミスなんですよね。前に何かこの地域で、ある民間であったのはミラーとか言ってコンピューターを二つ、完全に切離しておいたんだけど、こっちの方に入ったウイルスをわざわざ転写してしまったと。全くの考えられないような人的ミスだったというようなこともありました。

ミスですから何が起きるかわかりません。それだけにやり方、手順から何かいろいろあるのだろうと思うんですが、それはきちんとやっていただきたいと。そんなことはバンバンないと思いますけどね。

それから、今回の I P みたいな問題は 100% なしにせよと言ったって、これ、人のやることですからと、今、課長おっしゃったけれども、いみじくもその通りでね、あり得るのですよ。そしたらやっぱり次の日に、きのうはミスでしたとそれで流せばいいんですよ。なのに、聞くまでは何も言わないわけでしょう、言う場もなかったんだろうけれど

も。

そのあたり、何か起きたときの対応も含めて、セキュリティーに関しては万遺漏なきように。これ、お願いしておきますが、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） まずはこの行政情報システムの強靱性の向上につきましては、行うのは当然委託の業者になります。十分注意をして行っていただくよう担当課として注意を払っていきたいと思いますし、今回の I P 告知の部分につきましてははですね、改めておわびを申し上げますけれども、あの以後、仮にこのようなことがあった場合につきましては、直ちに住民の方々にお知らせをするといった対応を図ってまいりたいと考えてます。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ進めてまいります。

8 目財政管理費。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4 目児童福祉施設費。

5 目児童館運営費。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目健康づくり費。

2 項環境政策費、1 目環境対策費。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 予算説明の中で、ここでの説はウチダザリガニの駆除だというお話が出ておりました。それでこのウチダザリガニの駆除、調査、去年やったんでしたかね。今回、随分たくさんいるというのはわかったんで、本格的な駆除をするのでないかと、そのあたり、違えば違うよということを言ってください。ということだと思っておりますが、それでいいのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張環境政策課長） 昨年、9 月議会の方で一般質問等をいただきました

た。

旧尾幌1号川の方はサケ稚魚を放流している河川でございますけれども、昨年度、ウチダザリガニが増えたとの情報を受けまして、厚岸漁業協同組合の方が事業主体としまして、このウチダザリガニの河川の生息調査を実施しております。7月に19地点で、調査を行なったわけなんですけれども、結果、その中で、ウチダザリガニの方が、かなりのポイントの方で生息していることがわかったと。それを受けて組合さん自体で、昨年9月9日から17日までの間で8日間駆除作業を行っていただきました。

その状況によりますと、1日10かご入れた中で、延べ80かご、234.1キロ、このような生息状況があるということでの報告等をいただきながら、一般質問をいただきました。他の河川につきまして、町の方としまして新年度、予算の方を措置させていただきまして、特定外来生物の分布調査委託業務の方を5月に発注させていただいて、今現在まだ期間ではございますけれども、その中で町内6河川の内、別寒辺牛川、尾幌川、この河川でかごに固体がかかったと。さらには固体がかごにかからなかった場所については、さで網という網を通した中で、足で川底を探りながらやった結果、チライカリベツ川の方で、4センチ程度の小さな固体が2匹かかったという結果が出されております。

これを受けまして、今後の駆除作業は、うちの方の産業振興課と漁協さんも入っていただきながら、当然、去年、漁協さんで調査いたしましたサケ放流河川である旧尾幌1号川と、シシャモ等の産卵河川だという状況の中で生態系、漁業資源の影響が危惧される別寒辺牛川についても重点河川として、今回、予算を計上させていただきました。旧尾幌1号川、それと別寒辺牛川については漁業さんとの共同駆除。さらには尾幌川の方でも生息状況が確認されたものですから、これは町の単独の部分での外来生物駆除というような形に分けまして、今回、8月下旬から10月にかけて駆除作業を行う協議を行っているところでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。大変丁寧は説明をいただいてありがとうございます。

それですと、ウチダザリガニなんかの場合には即、産業被害も問題が出てくるわけですから、本当にこれはきちんとやらなきゃならないものですし、そういうこともあって、大急ぎで取りかかったんだらうと思われま。

それで、これもいつか誰かが放したんでしょうね。自然に湧いてくるわけじゃないですからね。そういうようなことで、これは、きちんとやっていただくこと大いに結構なのです。

水生生物に関しては、いわゆる外来生物関係では余りはっきりしないのか、いろいろあるのか知らないけど、国もそんなにいろいろなものを出してこないんですよ。陸上生物に比べるとそんなに出てない。けどやっぱり、いろいろな問題はあるようで、例えば肉食性の外来の魚なんかを釣りにおもしろいからって、川や湖沼に放されると環境激変しますよね。そういう問題もあります。

それからもう一つはですね、例えば、やれというのではないですよ。やっては絶対いけないこと。例えば、床潭沼のヒブナ、このごろ少なくなってきたからって、善意で金

魚を放されたら大変なことになるわけです。交雑しますから、遺伝子汚染起こしてしまいます。というような部分はたくさんありますよね。ホタルが余り厚岸では見えないからといって、源氏ボタルセットを買って来て、これを放したら大変なことになりますね。

そういうことを含めて、この特定外来生物に限らない、いわゆる外来生物をむやみやたらにそこらに放すと大変なことになるんだという認識をみんなに共有してもらおうということも非常に大事だと思うんです。ですから、ウチダザリガニを一つの契機にして、そういう啓発といいますか、そういうことも大いに進めていただきたいと、そのように思いますし、また他の害を及ぼすのではないかと思われる水生生物なんかについても、直ぐ調査せよという意味ではないのですが、十分な研究をしていただきたいと。

全国的に問題だから厚岸にあるという話では決してないのでね、気候だとかいろいろなものもありますから。そのあたりを含めて進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張環境政策課長） まずウチダザリガニにつきましては、昭和5年に農林水産省によりまして、優良水族移植という名目で、アメリカ合衆国の方から輸入されて摩周湖に467体が導入されて、これが全道各地に広がって来たということでお聞きしております。

当然、食用に入った状況にはございますけども、18年の二次指定の中で、このウチダザリガニについても特定外来生物に指定されてる。こういうような中で、町内の中で食性が雑食であって、魚類から海底生物、水草なども食べると。さらには共食いもするというような中で、生態系に及ぼす影響というのは本当にはかり知れないもの。危惧するものがございます。今回このような中で調査をさせていただきまして、これから駆除作業が行われるわけですけども、この駆除作業等も含めながら、かんきょう通信、年に1回ではございますけども、こういう広報媒体、または折込みが可能であれば、折込み紙面でもって、こういうような状況での外来生物に対する町民の方々にまずもって被害予防の三大原則でありますけども、入れない・捨てない・広げない、これをしっかりとPRをさせていただきながら、今後ともこの対策を行っていきたいと思いますし、当然この網を通した中でですね、かかる魚種等は限られてきますけれども、この中で、他の生物もかかる可能性もあろうかと思えます。それら含めてですね、十分研究をしていきながら、データを蓄積して少しでも多く駆除できるような対応を今後とも考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ進めてまいります。

9款教育費、5項社会教育費、4目文化財保護費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終ります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で質疑を終ります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
- 委員長（南谷委員） 次に議案第48号平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。
 - 1 ページは歳入歳出予算の補正です。
 - 2 ページ、3 ページは歳入歳出予算の補正の第1表です。
 - 4 ページ、5 ページは事項別明細書でございます。
 - 6 ページ、歳入から進めてまいります。4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金。
質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 歳入を終ります。
次に、8 ページ。
歳出に入ります。
 - 1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

- 委員長（南谷委員） 12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 ここで議案説明のときに都道府県の移行に伴うものだと。そういった作業のために必要だということで説明あったのですが、この辺もう少し具体的にどういった内容なのか説明をお願いします。

- 委員長（南谷委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚町民課長） 国民健康保険等管理システムの改修委託料について若干説明をさせていただきたいと思います。

平成30年度から医療制度改革によりまして、国民健康保険の運営主体が市町村から北海道と市町村の共同運営という形になります。このときに、財政の運営主体が北海道ということになる予定でございます。北海道におきましては、市町村が賦課徴収する保険税、都市部によっては保険料になりますが、これを国民健康保険事業費納付金として、市町村から北海道に納める形になります。

市町村はこれまで通り保険給付を行います、そのお金を今度、北海道のほうから市町村に交付すると。公費の負担分の部分を市町村に交付するということになります。このように平成30年度からお金の流れが変わるわけですが、これに当たりまして、今年度の9月にこの市町村ごとの標準保険料率というのを北海道で試算をすることになります。まだ、仮の部分で、あくまでも今年度実施するのはシミュレーションになりますが、このシミュレーションを行うために市町村の保険料を算定するための基礎データをつくることになります。で、その基礎データをつくった上で、北海道に送付して、北海道において、市町村ごとの標準保険料率、要は納付金額の仮査定と言いますか、シミュレーションを行います。このためには、今、厚岸町でも使っております国民健康保険の管理システムがございしますが、これから、必要なデータを作って、北海道に送るということになります。

今回の改修については北海道に送る基礎データを作るための町のシステムの改修を行うという内容のものでございます。

以上でございます。

- 委員長（南谷委員） 12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 今回は財政的な部分のところなのですけれども、今後において、今回はこの財政的な部分と、財政的というか基礎データを作成するということですのでけれども、移行に伴って今、財政がどんなふうにと話話をされましたけれども、移行されるのは財政部門だけでしょうか。移行する部門と町に残る部門というふうな、当然、残ると思うのですけれども、どういうふうに区分けがされていくのか、それに伴って今後、何か改修が必要なものが新たにまた出てくるのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

- 委員長（南谷委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚町民課長） 国保業務の区分けでございますが、北海道に移るのは、財政管理の部分、要は市町村から納付金を集めて保険を給付するという部分になります。もちろん、その補助金の受け入れですとか、今でいう医療費にかかる国の負担金、それから補助金。そういう部分についても北海道になりますが、基本的な住民と接する部分、それから資格の管理、保険税の賦課徴収については市町村の業務となります。

今後の改修につきましては、この後それぞれの市町村に今、厚生労働省が国保中央会の方に開発をさせてます標準システムというのがございます。そういう部分の詳細がまた明らかになってくれば、市町村の標準システムと市町村の基礎データ、住民情報ですとか、税情報がございますけれども、その間に入るシステムとして今使っているシステムの改修というのが、出てくる可能性がございます。

●委員長（南谷委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 これから改修が必要な部分がまた出てくるということですのでけれども、移行までのスケジュール的なものというのでしょうか、要は30年に移行するよというようなことしか私たちにはわからないのですけれども、その間の何かスケジュール的にこの時期にこういうものが入ってくるよとか、そういうものが今現在わかっている部分がありましたら、教えていただきたいのですが。

●委員長（南谷委員） 町民課長。

●町民課長（石塚町民課長） 今後のスケジュールでございますが、基本的には北海道に移る部分についての準備のスケジュールとなります。先ほども申し上げましたが、今年度、市町村から北海道に納付する額のシミュレーション、テスト的なものを行いまして、その後、29年の6月以降になります。今度は30年度の標準保険料率というのを北海道で算定します。これはもちろん、市町村が管理している被保険者の所得状況が決まってからになります。それが6月以降ということで、標準保険料率を北海道が市町村に示します。

その後、市町村において現在の保険税率と余りにもかけ離れる状態ですとか、今、応納応益のバランスとかがございますが、そういうものがまた、かなり変わってくる可能性がございます。

その場合には市町村においても、保険税率等の見直しの検討をしなければならないという作業が出てくるかと思っております。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） ないようなので以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(南谷委員) 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、平成28年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された、補正予算2件の審査は終了いたしました。

平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後4時32分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年6月16日

平成28年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長